

# 令和8年度 市民税・都民税申告の手引き

令和8年度の申告書を提出していただく時期になりました。4ページから8ページまでの申告書の書き方を参考に申告書に記載のうえ、提出をお願いします。

## 申告書の提出期限は3月16日(月)です

※申告期間は大変混雑するため、電子申告や郵送でのお手続きが便利です。

郵送先：〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 立川市役所課税課市民税係宛

### 《申告に必要なもの》

- ①申告書
- ②本人確認書類（別紙「市民税・都民税申告書へのマイナンバー記載のお願い」参照）
- ③令和7年中の所得（収入）・所得控除に関する書類
- ④その他控除の対象となる関係書類（障害者手帳・障害者控除対象者認定書等。郵送でお手続きされる場合は写しを同封してください。）

※添付書類は申告書に貼らずに提出又は同封してください。

※郵送によりお手続きをされる方で申告受付書が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を明記したもの）を同封してください。

### ■申告が必要となる方

収入の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する方は申告する必要があります。

- ①令和8年1月1日現在、立川市に居住している方（令和8年1月2日以降に立川市から転出されても、令和8年度市民税・都民税は立川市で課税されますので申告が必要です）
- ②同日現在、立川市に居住していないが、市内に事務所・事業所を有する方

### ■申告の必要がない方

- ①令和7年分所得税確定申告書を税務署に提出される方
- ②令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から立川市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方（提出されているか不明な場合は勤務先の給与担当者に確認してください）
- ③令和7年中の収入が公的年金等（遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く）のみで、控除等の追加がない方
- ④立川市内の親族に扶養されている方で、合計所得が45万円以下の方

※立川市外の親族に扶養されている方は申告が必要です。

※所得金額が記載された証明の発行を希望される場合、申告が必要となります。

### 市民税・都民税の電子申告がはじまりました

詳細は立川市ホームページ「市民税・都民税申告の時期になりました」をご覧ください。

注1) 次の方は、税務署での所得税の確定申告が必要です。 [お問い合わせ] 立川税務署 TEL 042(523)1181

- ①所得の合計額が所得税の所得控除の合計額を超える方。

ただし、年末調整された給与所得者で年末調整されていない給与収入とその他の所得金額の合計が20万円以下の方や、公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の方等は確定申告を行う義務はありません（外国からの公的年金等を受給している方は確定申告が必要です）。

- ②初めて住宅ローン控除の適用を受ける方。

注2) ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請している方は、市民税・都民税の申告や確定申告を行うと、特例の申請が無効となります。ワンストップ特例の申請をした分も含めて申告をする必要があります。

### 申告相談のご案内

●市役所受付日程 2月16日(月)～3月16日(月) 午前9:00～午後4:00 ※土・日・祝日を除く

●出張受付日程（大雪などの悪天候の際は中止する場合があります。）

・子ども未来センター	2月22日(日)	午前10:00 ↓ 午後3:00
・若葉会館	2月26日(木)	
・滝ノ上会館	2月27日(金)	
・西砂学習館	3月1日(日)	

※申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票・証明書類等を添付のうえ、ご提出ください。窓口サービスセンターでは受け付けておりません。

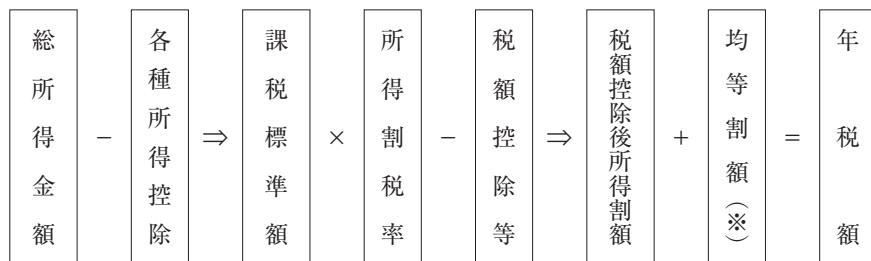
申告期間中、各会場の駐車場が大変混雑致します。ご来庁の際は公共交通機関のご利用をお願い致します。

[お問い合わせ（郵送先）] 立川市 課税課市民税係

〒190-8666 立川市泉町1156番地の9 TEL 042(523)2111 内線1206

# 令和8年度市民税・都民税の税額計算 ※令和7年12月1日時点の内容です。

## ■市民税・都民税計算の流れ



※令和6年度より均等割と併せて、森林整備等に必要な地域財源を安定的に確保する観点より導入された森林環境税（国税、一人年額1,000円）が賦課徴収されています。

## ①所得金額

所得金額は、収入金額から必要経費などを差し引いた金額です。

（特別控除が適用される場合は、収入金額から必要経費と特別控除を引いた額が、所得金額となります。）

ただし、給与所得や公的年金等に係る雑所得は、下表により計算します。

## ●給与所得金額速算表

給与収入金額	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,900,000円	収入金額-650,000円
1,900,001円～3,599,999円	*計算基準額×70%-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	*計算基準額×80%-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,950,000円

\*計算基準額の求め方  
収入金額 ÷ 4 = A (千円未満切捨て)  
A × 4 = 計算基準額

## ●公的年金等所得金額速算表

年齢	公的年金等の収入金額 (B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S36.1.2以降生)	1,300,000円以下	(B) - 600,000円	(B) - 500,000円	(B) - 400,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(B) × 0.75 - 275,000円	(B) × 0.75 - 175,000円	(B) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(B) × 0.85 - 685,000円	(B) × 0.85 - 585,000円	(B) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(B) × 0.95 - 1,455,000円	(B) × 0.95 - 1,355,000円	(B) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円超	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円
	3,300,000円以下	(B) - 1,100,000円	(B) - 1,000,000円	(B) - 900,000円
65歳以上 (S36.1.1以前生)	3,300,000円超 4,100,000円以下	(B) × 0.75 - 275,000円	(B) × 0.75 - 175,000円	(B) × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円超 7,700,000円以下	(B) × 0.85 - 685,000円	(B) × 0.85 - 585,000円	(B) × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(B) × 0.95 - 1,455,000円	(B) × 0.95 - 1,355,000円	(B) × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円超	(B) - 1,955,000円	(B) - 1,855,000円	(B) - 1,755,000円

## （備考）所得金額調整控除

令和3年度からの給与所得控除、公的年金等控除の見直しによって負担が増えないように、次の対象者に該当する方は、控除額のとおり所得金額調整控除が設けられています。

区分	対象者	控除額
1	その年の給与等の収入金額(C)が850万円を超える所得割の納税義務者のうち、次に該当する方。 ①23歳未満の扶養親族を有する方 ②特別障害者に該当する方 ③特別障害者である同一生計配偶者、扶養親族を有する方	総所得金額の計算において、給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (C-850万円) × 10% ※(C)が1000万円を超える場合には、1000万円とする
2	給与所得及び公的年金等に係る雑所得がある所得割の納税義務者のうち、所得の合計額が10万円を超える方。	総所得金額の計算において、給与所得の金額から次に相当する額を控除。 (給与所得+公的年金等雑所得)-10万円 ※給与所得、公的年金等雑所得の金額が10万円を超える場合には10万円とする。

## ②所得控除額

市民税・都民税の所得控除には、所得税の所得控除とは控除金額が異なるものがあります。その場合には、源泉徴収票や確定申告書に記載されている控除金額と税額決定納税通知書に記載されている金額とは異なります。

## ●基礎控除

合計所得金額	控除金額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

## ●配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	納税義務者本人の合計所得金額			控除金額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者控除	配偶者控除	58万円 以下 老人 (70歳以上)	一般 (70歳未満)	33万円	22万円	11万円
			38万円	26万円	13万円	
		58万円超100万円以下		33万円	22万円	
		100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
		105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
		125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円

## ●特定親族特別控除

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

所得控除の種類		控除金額	控除金額の計算方法		
扶養控除	特 定	45万円	次のいづれか大きい金額 ①(損失額-補てん額) - 総所得金額等の10% ②災害関連支出額 - 5万円		
扶養控除	老 人	38万円	医療費控除 ※どちらか一方を選択	医療費控除 セルフメディケーション税制	(支払った医療費の額-保険等で補てんされた額) - (10万円又は総所得金額等の5%のいづれか少ない額) (限度額は200万円)
扶養控除	同居老親等	45万円	社会保険料控除	支払った金額	(支払った対象医薬品の購入の対価の合計額-保険等で補てんされた額) - 12,000円 (限度額は88,000円)
扶養控除	16歳未満	0円	小規模企業共済等掛金控除	支払った金額	支払った金額
扶養控除	そ の 他	33万円		区分	支払った保険料の金額
障害者控除	特 別	30万円	生命保険料控除 ※右記①と④、③と⑤、②それぞれについて、A～Cの生命保険料控除金額を計算したもののうち、最も大きい額の合計額 (限度額は70,000円)	A 新契約：平成24年1月1日以降に締結・契約更新した保険契約等 (①新生命保険料・②介護医療保険料・③新個人年金保険料)	12,000円以下 12,000円超 32,000円以下 32,000円超 56,000円以下 56,000円超
障害者控除	同居特別	53万円		B 旧契約：平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (④旧生命保険料・⑤旧個人年金保険料)	15,000円以下 15,000円超 40,000円以下 40,000円超 70,000円以下 70,000円超
障害者控除	そ の 他	26万円		C 上記①と④、③と⑤について、それぞれAとBの生命保険料控除額を合計した額 (限度額は28,000円)	一律28,000円 支払った保険料の全額 支払った保険料×1/4+14,000円 一律35,000円
寡婦控除		26万円		区分	支払った保険料の金額
ひとり親控除		30万円		地震保険料控除金額	50,000円以下 50,000円超
勤労学生控除		26万円		旧長期損害保険料控除金額	5,000円以下 5,000円超 15,000円以下 15,000円超
					支払った地震保険料×1/2 25,000円 支払った損害保険料の全額 支払った損害保険料×1/2+2,500円 10,000円

### ③税額控除

#### ●調整控除

区分	控除金額の計算方法
合計課税所得金額が200万円以下	次のいづれか小さい額の5% (市民税3%、都民税2%) ①所得税との人の控除額の差額の合計額 ②合計課税所得金額
合計課税所得金額が200万円超	{(所得税との人の控除額の差額の合計額) - (合計課税所得金額-200万円)}の5% (市民税3%、都民税2%) ただし、算出金額が2,500円未満の場合は2,500円

※合計所得金額が2,500万円を超える場合はこの控除の適用はありません。

#### ●寄附金税額控除

寄附先	控除額
都道府県・市区町村 (ふるさと納税)	次の①と②の合計額を市民税・都民税所得割額から控除 ①(寄附金-2,000円)×10% (市民税6%、都民税4%) ②(寄附金-2,000円)×{90%-(所得税の適用税率×1.021)} (市民税3/5、都民税2/5 ※②は市民税・都民税の調整控除後の所得割の20%が限度)
東京都共同募金会 及び日本赤十字社 東京支部	(寄附金-2,000円)×10% (市民税6%、都民税4%)
都条例で指定	(寄附金-2,000円)×4% (都民税のみ)
市条例で指定	(寄附金-2,000円)×6% (市民税のみ)

#### ●住宅借入金等特別税額控除

次の①～③すべてに該当する方が対象です。

- ①所得税で住宅借入金等特別控除が適用されている方
- ②住宅借入金等特別控除額が所得税から引ききれなかった方
- ③居住開始年が平成21年から令和7年12月の方

控除される金額は次のアとイのいづれか小さい額が適用されます。(市民税3/5、都民税2/5)

- ア) 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった金額
- イ) 所得税の課税総所得金額等の5% (限度額97,500円)。  
ただし、居住開始年が平成26年4月から令和3年12月までで、特定取得、特別特定取得、特例取得に該当する場合、又は居住開始年が令和4年12月までで、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する場合は、所得税の課税総所得金額等の7% (限度額136,500円)

### ■市民税・都民税が非課税となる方

次の①から③のいづれかに該当する方は市民税・都民税が非課税になります。

- ①令和8年1月1日時点で生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②令和8年1月1日時点で障害者・未成年者(既婚者を除く)・ひとり親又は寡婦で、合計所得金額が135万円以下の方
- ③合計所得金額が、次の金額以下の方

- ・扶養親族がいない場合：45万円
- ・扶養親族がいる場合：35万円×(扶養人数+1) + 21万円 + 10万円

※総所得金額が次の金額以下の方は、所得割のみ非課税となります。

- ・35万円×(扶養人数+1) + 32万円 + 10万円

# 申告書の書き方

## 1・2 収入・所得に関する事項

## 申告者等に関する事項

- 現住所、1月1日現在の住所、氏名、フリガナ、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号を記入してください。
- 代理人の方が申告する場合には、代理人の氏名と申告者との関係、電話番号を記入してください。

### 3 所得から差し引かれる 金額に関する事項

- 令和7年1月1日から12月31日までに支払った保険料等の支払金額を該当する項目に記入してください。  
詳しくは7ページをご覧ください。

【扶養親族がいる方は必ず記入してください】

- ・扶養親族や同一生計配偶者がいる場合、氏名等を記入してください。  
配偶者・扶養親族のうち、別居している方がいる場合は、申告書裏面⑫にその方の氏名、住所を記入してください。
- ・配偶者と死別・離婚した方や未婚で子を扶養している方、学生や障害者の方は所得控除の対象となる可能性があります。  
7ページの人的控除の記入方法を参考のうえ、該当する項目に記入してください。

- 令和7年1月1日から12月31日までの収入を①に種類別に記入してください。詳しくは6ページをご覧ください。  
収入がなかった方、非課税所得のみの方は⑩に記入してください。

## 表面

### 令和8年度市民税・都民税申告受付書

◎申告書の内容は電子計算組織に記録します。  
◎この「市民税・都民税申告受付書」が必要な方は、  
切手を貼った返信用の封筒（住所・氏名を明記し  
たもの）を同封してください。

## 受付印

# 7・8・9・10 給与・公的年金以外の所得に関する事項

- 事業・不動産所得や、配当所得、公的年金以外の雑所得、総合譲渡・一時所得があった方は⑦から⑩にそれぞれ記入してください。
- 市民税・都民税の納税方法に希望がある場合は、⑮に記入してください。

## 裏面

### 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7	6		
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合 計			
法人番号又は所在地			
勤務先名			
電話番号			

### 10 総合譲渡・一時所得・分離課税に関する事項

総合譲渡	短 期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
	長 期	円	円	円	円	円
一 時		10				

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

二 合計 イ+((ロ+ハ)×1/2)

分離課税	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
( )	円	円	円	円	円
分離課税	円				

### 11 事業専従者に関する事項

1 氏名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
個人 番号		從事 月数		
2 氏名	統柄	11	昭	専従者給与 (控除)額
個人 番号		月数		
3 氏名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
個人 番号		從事 月数		
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり	承認なし	合 計 額

### 13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算前の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

### 12 別居の扶養親族等に関する事項

1 氏名	個人 番号	12	住所	国外 居住	□扶養者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □35万円以上の支払
2 氏名	個人 番号		住所	国外 居住	□扶養者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □35万円以上の支払
3 氏名	個人 番号		住所	国外 居住	□扶養者 □30歳未満又は70歳以上 □障害者 □35万円以上の支払

### 14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分、都道府県、 市区町村分(特例控除対象)	
条例指定分	14

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金額控除申告書(二)」を提出してください。

### 15 所得金額調整控除に関する事項

1 氏名	統柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
個人 番号						
15						

### 16 非課税所得等に関する事項

非課税所得を受給していた場合	
① (内容) 遺族年金・障害年金・生葉給付金・その他 扶養・援助を受けた 住所	16
② 氏名 統柄	
③ その他の場合(学生・預貯金・生活保護・入院中など)	

### 17 家屋敷課税・事業所課税に関する事項

本年1月1日に立川市に居住していない方で 市内に事務所・事業所等がある場合	17
① 案種、屋号:	
② 市内に家屋敷 住所での課税の有無: 有・無	

## 今年から申告書の様式が変わりました

市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、市が利用する業務システムを国が用意した標準仕様書に適合したシステムに切り替えました。この切り替えに伴い、市民税・都民税申告書の様式を変更しました。

## 14 寄附金に関する事項

- 寄附金税額控除の適用を受ける場合は⑭の該当する項目に金額を記入してください。

## 15 所得金額調整控除に関する事項

- 手引き2ページに記載されている所得金額調整控除の表の区分1の対象者で、以下のいずれかに該当する場合は⑮に同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記入してください。

①同一生計配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされており、特別障害者

②扶養親族が他の納税義務者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、特別障害者又は23歳未満

## 16 非課税所得等に関する事項

- 令和7年中に申告すべき収入がなかった方は、令和7年中の生活状況について、⑯の1~3で該当するものに丸を付けてください。

## 17 家屋敷課税・事業所課税に関する事項

- 令和8年1月1日現在、市内に居住していない方で、市内に事務所・事業所等がある場合は⑰の1、家屋敷がある場合は2に○印を付けてください。

## 【所得の種類】

営業	小売・飲食店・建設など営業、作家・俳優・外交員など自由職業
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の育成等
不動産	土地や建物から生じる家賃、地代等
利子	公社債・預貯金の利子等
配当	株式や出資金に対する利益の配当、投資信託の収益の分配等
給与	給与、賃金、賞与等
雑	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金等
	業務 シルバー人材センターの配分金、報酬、原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入
	その他 生命保険会社等の個人年金、互助年金などの、公的年金と業務以外の雑所得
総合譲渡	土地や建物、株式等以外の資産の譲渡
一時	生命保険の一時金・満期金等

## 【表面①②欄の記入方法】

前年中の収入金額、所得金額等を記入します。収入金額から必要経費を差し引いたものが所得金額です。

### ●事業所得（営業等・農業）

[書き方] 表面①・②事業・営業等欄に営業等の収入金額及び所得金額を、事業・農業欄に農業の収入金額を、裏面⑦に各事業所得の内訳を記入してください。また、事業専従者がいる場合は、裏面⑪に専従者の氏名や専従者給与（控除）額等を記入してください。

[添付書類] 収支内訳書（総収入金額及び必要経費の内訳を記載したもの）

### ●不動産所得

[書き方] 表面①・②不動産欄に不動産の収入金額及び所得金額を、裏面⑦に不動産所得の内訳を記入してください。また、事業専従者がいる場合は、裏面⑪に専従者の氏名や専従者給与（控除）額等を記入してください。

[添付書類] 収支内訳書（総収入金額及び必要経費の内訳を記載したもの）

### ●総合課税の利子所得

[書き方] 表面①・②利子欄に利子の収入金額及び所得金額を記入してください。

[添付書類または確認書類] 利子所得金額の確認ができるもの。（所得税の源泉分離課税対象となるものを除く）

### ●総合課税の配当所得

[書き方] 表面①・②配当欄に配当の収入金額及び所得金額を、裏面⑧に配当所得の内訳を記入してください。

[添付書類または確認書類] 支払通知書、特定口座年間取引報告書

### ●給与所得

[書き方] 表面①給与欄に給与の収入金額を記入してください。なお、源泉徴収票がお手元にない場合は、裏面⑥に収入金額等を記入してください。

[添付書類または確認書類] 紹介所得の源泉徴収票（写し可）

### ●公的年金の雑所得（遺族年金、障害年金等は非課税所得のため含みません）

[書き方] 表面①雑・公的年金等欄に公的年金の収入金額を記入してください。

[添付書類または確認書類] 公的年金等の源泉徴収票（写し可）

### ●業務に係る雑所得

[書き方] 表面①・②雑・業務欄に業務に係る収入金額及び所得金額を、裏面⑨に業務に係る雑所得の内訳を記入してください。

[添付書類または確認書類] 業務に係る雑所得の収入金額や必要経費の確認ができるもの

### ●公的年金等の雑所得や業務に係る雑所得以外の雑所得

[書き方] 表面①・②雑・その他欄に収入金額及び所得金額を、裏面⑨にその他雑所得の内訳を記入してください。

[添付書類または確認書類] その他雑所得の収入金額や必要経費の確認ができるもの（例：生命保険契約等の年金の支払調書など）

## ●総合課税の譲渡所得

[書き方] 謙渡した資産を取得してから謙渡するまでの保有期間5年以内のものは「短期」に、5年を超えるものは「長期」に分け、表面①総合謙渡欄の該当する区分に特別控除後の金額を、裏面⑩に謙渡所得の内訳を記入してください。

[添付書類または確認書類] 収入金額（謙渡価格）や取得費等を確認できるもの

## ●一時所得

[書き方] 表面①一時欄に特別控除後の一時所得の金額を、裏面⑩に一時所得の内訳を記入してください。

[添付書類または確認書類] 収入金額や収入を得るための支出金額を確認できるもの（例：生命保険契約等の一時金の支払調書）

※上場株式等の配当所得などを分離課税で申告する場合は、裏面⑩分離課税欄の（ ）内に所得の種類を記入し、内訳を記入してください。表面に記載欄はありません。

## 【表面③欄の記入方法】

次のような支払いが前年中にあった場合、または申告者や申告者の配偶者・扶養親族が令和7年12月31日（年の中途で死亡した場合には、その死亡日）の現況において、次表に掲げる人的控除に該当する場合、所得金額から控除されます。

## ●社会保険控除・小規模企業共済等掛金控除

[書き方] 表面③⑬社会保険料控除欄の「社会保険の種類」に社会保険や掛金の種類を、「支払った保険料」に支払金額を記入してください。

[添付書類] 国民年金保険料、国民年金基金や小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金を支払った場合は、控除証明書、領収書または掛金額の証明書

## ●生命保険料控除

[書き方] 表面③⑮生命保険料控除欄に証明書に記載された区分（新生命、旧生命、介護医療、新個人年金や旧個人年金）毎に合計した支払金額を記入してください。

[添付書類] 生命保険会社等が発行する支払額などの証明書

## ●地震保険料

[書き方] 表面③⑯地震保険料控除欄に証明書に記載された区分（地震保険料や旧長期損害保険料）毎に合計した支払金額を記入してください。

[添付書類] 損害保険会社等が発行する支払額などの証明書

## ●寡婦控除：夫と死別した方または夫が生死不明などの方。もしくは夫と離婚した方で、子以外の扶養親族がいる方。（いずれも合計所得が500万円以下の場合に対象となります。）

[書き方] 表面③⑰寡婦控除欄にチェック（✓）してください。

## ●ひとり親控除：現に婚姻していない方または配偶者が生死不明などの方で、子を扶養している方。もしくは総所得金額等が58万円以下で他者の扶養ではない生計を一にする子がいる方。（いずれも合計所得が500万円以下の場合に対象となります。）

[書き方] 表面③⑯ひとり親控除欄にチェック（✓）してください。

## ●勤労学生控除：大学、高等学校等の学生で、合計所得金額が85万円以下の方（給与所得以外の所得金額が10万円以下の場合に限ります。）

[書き方] 表面③⑯勤労学生控除欄にチェック（✓）し、学校名を記入してください。

[添付書類] 学生証等の写し

## ●障害者控除：申告者本人が障害者、または障害控除対象者の認定を受けている場合や、配偶者・扶養親族のうち、障害者控除を受ける方がいる場合に記入してください。

[書き方] 表面③⑰障害者控除欄に氏名（申告者本人の場合は本人の氏名）、「障害の程度」に障害の区分と該当する級（度）、個人番号を記入してください。

[添付書類] 障害者手帳や障害者控除対象者認定証の写し

## ●配偶者（特別）控除：生計を一にする、前年の合計所得金額が58万円以下の配偶者（同一生計配偶者）がいる場合、または申告者の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合、記入してください。申告者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合の同一生計配偶者は控除されませんが、非課税判定を行う際の扶養人数や、課税・非課税証明書の扶養人数に含まれるため記入してください。

※夫婦がお互いに配偶者控除と配偶者特別控除を適用することはできません。

[書き方] 表面③⑯～⑰配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者欄に氏名、生年月日、個人番号を記入してください。配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の合計所得金額も記入してください。その方が別居または国外居住である場合、裏面⑩別居の扶養親族等に関する事項にも記入してください。

[添付書類] 扶養親族が国外居住の場合、「親族関係書類及び送金関係書類（外国語の場合は翻訳文を含む）」が必要です。給与所得者がすでに年末調整でこの控除を受けている場合は、証明書等は不要です。

●扶養控除：生計を一にする、前年の合計所得金額が58万円以下の親族がいる場合に記入してください。16歳未満の扶養親族は控除されませんが、非課税判定を行う際の扶養人数や、課税・非課税証明書の扶養人数に含まれるため記入してください。

[書き方] 表面③②～④扶養控除・特定親族特別控除欄、16歳未満の扶養親族欄に氏名、生年月日、居住の区分、続柄、個人番号を記入してください。その方が別居または国外居住である場合、裏面②別居の扶養親族等に関する事項にも記入してください。

[添付書類] 扶養親族が国外居住の場合、「親族関係書類及び送金関係書類（外国語の場合は翻訳文を含む）」が必要です。給与所得者がすでに年末調整でこの控除を受けている場合は、証明書等は不要です。

●特定親族特別控除：19歳以上23歳未満の生計を一にする親族がいる場合で、その親族の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下である場合、扶養親族には該当しませんが、特定親族特別控除の対象となります。

[書き方] 表面③②～④扶養控除・特定親族特別控除欄に氏名、生年月日、居住の区分、続柄、個人番号を記入し、「特親」欄に○をしてください。また、2ページの特定親族特別控除額の表を参照し、控除額を万単位で記入してください。

### ●雑損控除

[書き方] 表面③⑦雑損控除欄に記入してください。

[添付書類] 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

●医療費控除：次の(1)または(2)いずれかの選択になります。併用はできません。

(1)通常の医療費控除を選択する場合

[書き方] 表面③⑧医療費控除欄に支払った医療費等と、保険金などで補てんされた金額（例：高額医療費、出産一時金）を記入してください。

[添付書類] 医療費控除の明細書

(2)セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を選択する場合

[書き方] 表面③⑧医療費控除欄に支払った特定一般用医薬品等購入費と、保険金などで補てんされた金額を記入してください。

[添付書類] セルフメディケーション税制の明細書

## 【裏面④欄寄附金に関する事項の記入方法】

●寄附金控除：次の①から④までの控除対象寄附金を支払った場合、控除の対象になります。

①都道府県・市区町村（特例控除対象）に対する寄附金（ふるさと納税）

②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村（特例控除対象以外）に対する寄附金

③東京都の条例で指定された団体に対する寄附金

④立川市の条例で指定された団体に対する寄附金

[書き方] 裏面④寄附金に関する事項欄に上記①から④の区分ごとに合計した支払額を記入してください。

[添付書類] 寄附金の受領証

※ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を申請している方は、市民税・都民税の申告を行うと特例の適用対象外となります。その申請をした寄附金の受領証なども含めて申告してください。

※認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金について申告する際の「寄附金税額控除申告書（二）」については、立川市ホームページ「市民税・都民税の寄附金控除のあらまし」からダウンロードしてください。